

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 10 件 |
| 国民年金関係 | 5 件 |
| 厚生年金関係 | 5 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 25 件 |
| 国民年金関係 | 10 件 |
| 厚生年金関係 | 15 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から53年3月まで

妻が区役所で私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が未納となっていることには納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年4月以降、60歳になるまで国民年金保険料の未納は無く、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立期間を含め、43年4月以降、昭和45年度の申請免除期間を除き、60歳になるまで保険料をすべて納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと推認できる。

また、申立期間のうち、昭和51年4月から53年3月までについて、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、同年6月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころ申立人は国民年金に加入したものと推認でき、この時点において、当該期間の保険料は過年度納付することが可能であり、A市では国民年金加入時に未納期間が有った場合、納付可能な期間について納付書を発行して納付勧奨するのが通例であったことから、当該期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和50年4月から51年3月までについては、申立人が国民年金に加入した上記の時点で、当該期間は既に時効により国

民年金保険料を納付できない期間であり、当該期間の保険料を納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

また、申立人の妻又は申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から47年12月まで

父親が昭和36年ごろ国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。父親が亡くなった後の納付方法等は具体的に覚えていないが、申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和47年4月から同年12月までについて、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、48年3月に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認でき、この時点で、当該期間は現年度保険料として納付が可能であり、国民年金の加入手続を行いながら、現年度保険料を納付しなかった事情も見当たらない上、当該期間後の保険料は60歳まですべて納付済みとされていることを踏まえると、当該期間の保険料は納付されたものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和36年4月から47年3月までについて、申立人は、その父親が36年ごろ国民年金の加入手続を行い、当該期間の国民年金保険料は納付していたはずであると主張している。

しかしながら、申立人が国民年金に加入した上記の時点で、当該期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、当該期間の保険料を納付するには特例納付及び過年度納付によることとなるが、

特例納付が実施されていた時期ではなく、さかのぼって納付したとの主張も無い。

また、申立人の父親又は申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年1月から同年3月まで
② 昭和57年7月
③ 昭和59年10月から同年12月まで
④ 昭和61年4月から62年6月まで

私は、昭和53年8月ごろ国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。免除を受けていた期間については、定期的に漏れ無く保険料を追納していた。申立期間が未納であることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は3か月と短期間であるとともに、特殊台帳の昭和55年度の摘要欄に申立人からの求めにより発行されたものと考えられる「納付書」の押印が確認できる上、同様に特殊台帳に「納付書」の押印が有る昭和57年1月から同年3月までの国民年金保険料については、過年度納付されていることを踏まえると、納付書により申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間②及び③について、申立人は、免除期間について、定期的に漏れ無く国民年金保険料を追納してきたと主張しており、オンライン記録により申立人は免除期間の保険料を平成4年4月以降、順次、追納していることが確認できるが、この納付書はコンピュータにより作成され、

光学式文字読取機（OCR）により納付記録として入力されることから、申立期間の保険料すべてが漏れるとは考え難い。

また、申立期間④について、A市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストでは未納であり、現年度納付されなかったものと推認でき、申立人は、平成元年10月24日に納付可能な当該申立期間直後の昭和62年7月から63年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できることから、この時点では、申立期間は、既に時効のため保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間②、③及び④の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から58年3月までの期間及び平成2年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年10月から58年3月まで
② 平成2年6月

国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付については妻が行って来ていたはずであり、申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は6か月、申立期間②は1か月といずれも短期間であるとともに、申立人は、申立期間①及び②を除き、昭和56年10月以降、60歳になるまで国民年金保険料をすべて納付していることが確認でき、申立期間の保険料を納付したとする申立人の妻も、53年6月以降、保険料をすべて納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間①について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和57年11月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立期間は、A市が国民年金の加入状況、保険料納付状況等を記録している国民年金収滞納りリストにより未納であることが確認できるものの、特殊台帳の申立期間に対応する昭和57年度の摘要欄には申立人からの申出により発行されたものと考えられる「納付書」の押印が有ることが確認できることから、申立人は、この納付書により申立期間の保

険料を過年度納付したものとみても不自然ではない。

さらに、申立期間②については、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みである上、申立人は昭和 61 年 2 月以降、申立人の妻は 63 年 6 月以降、複数回にわたって、順次、過年度納付を行い、未納期間の解消に努めていることを踏まえれば、申立期間の保険料についても、過年度納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年7月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年7月から61年3月まで

私は、昭和47年3月ごろA町役場（現在は、B市役所）で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間については、保険料を前納した「昭和60年度国民年金保険料収納通知書（預金口座振替分）」（B市発行）を所持しており、申立期間が未納とされていることには納得できないので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B市が発行した「昭和60年度国民年金保険料収納通知書（預金口座振替分）」を所持しており、同通知書により、昭和60年4月30日付けで、申立期間を含む同年4月から61年3月までの国民年金保険料を前納していることが確認でき、このことは60年6月1日現在作成の同市の国民年金被保険者名簿でも納付済みであることが確認できるが、同年7月1日に申立人の元夫が厚生年金保険被保険者資格を取得したことに伴い、同日に申立人は国民年金被保険者資格を喪失し、申立期間の保険料は同年10月24日に還付されていることがオンライン記録により確認できる。

しかし、国民年金法(旧法)附則第6条の2に基づき、申立人は申立期間の国民年金保険料を前納していることが確認できることから、昭和60年7月1日時点で任意加入の申出を行ったものとみなされ、申立人は、引き続き任意加入被保険者として資格取得したものとされるにもかかわらず、申立人の納付継続意思を十分確認しないまま、資格喪失の上、申立期間の保

険料が還付されており、行政側において、必ずしも適切な還付処理が行われたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における船員保険被保険者資格取得日は昭和21年4月1日、資格喪失日は25年3月7日であると認められることから、当該期間に係る船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、標準報酬月額を昭和21年4月から同年10月までは210円、同年11月から22年11月までは360円、同年12月は1,600円、23年1月から同年4月までは1,800円、同年5月から同年12月までは2,200円、24年1月から同年5月までは3,900円、同年6月及び同年7月は4,000円並びに同年8月から25年2月までは5,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年4月28日から同年6月11日まで
② 昭和20年6月11日から21年2月28日まで
③ 昭和21年2月28日から23年1月1日まで
④ 昭和23年1月1日から25年3月7日まで

私は、A株式会社に入社し、申立期間①についてはB丸に乗船し、申立期間②についてはB丸が昭和20年6月10日に潜水艦の攻撃により沈没した後、入院及び自宅待機しており、申立期間③についてはC丸及び申立期間④についてはD丸に乗船していたので、上記申立期間を調査の上、船員保険の加入記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③及び④について、申立人はA株式会社に入社し、申立期間③のうち昭和21年4月1日から23年1月1日までの期間におけるC丸及び申立期間④におけるD丸に乗船した当時の状況について、具体的かつ詳細に記憶している。

なお、申立人の船員保険被保険者台帳には「運」の記載があり、このことから、申立人がE会の管理下であった船舶に乗船し、船員保険の被保険者であったことが認められる。

また、A株式会社に係る船員保険被保険者名簿及び申立人に係る船員保険被保険者台帳において、申立人の標準報酬月額が記載されているものの、資格取得日が記載されていないことから社会保険事務所（当時）の記録管理が適正でなかったことがうかがえる。

さらに、上記船員保険被保険者名簿において、昭和21年4月1日の標準報酬月額の記載及び25年3月7日の資格喪失日が確認できることから、申立人は、申立期間③のうち21年4月1日から23年1月1日までの期間及び申立期間④について、A株式会社に継続勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA株式会社における資格取得日は昭和21年4月1日、資格喪失日は25年3月7日であると認められる。

また、申立期間③のうち昭和21年4月1日から23年1月1日までの期間及び申立期間④の標準報酬月額については、上記船員保険被保険者名簿の記録から、21年4月から同年10月までは210円、同年11月から22年11月までは360円、同年12月は1,600円、23年1月から同年4月までは1,800円、同年5月から同年12月までは2,200円、24年1月から同年5月までは3,900円、同年6月及び同年7月は4,000円並びに同年8月から25年2月までは5,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間①及び②について、申立人は、昭和20年6月10日までB丸に乗船していたと主張しているが、申立人が記憶している当時の上司は既に亡くなっており、船長は所在不明であることから、申立人の勤務期間及び勤務実態を確認するための資料及び供述を得ることができない。

また、申立期間①、②及び申立期間③のうち昭和21年2月28日から同年4月1日までの期間について、上記船員保険被保険者名簿に申立人に係る被保険者記録が見当たらない上、A株式会社の現在の事業主が申立期間当時の関係資料を所持していないため、申立人の勤務形態及び船員保険料を事業主により給与から控除されていることは確認できない。

さらに、当時賃金の支払いをしていたとされるE会（昭和25年5月にF委員会に名称変更）は、昭和27年に解散しているため賃金台帳等関連資料は無く、申立期間①、②及び申立期間③のうち21年2月28日から同年4月1日までの期間において、申立人が船員保険料を事業主により給与から控除されていたことは確認できない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び申立期間③のうち昭和21年2月28日から同年4月1日までの期間における船員保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①、②及び申立期間③のうち昭和21年2月28日から同年4月1日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年1月1日から同年7月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を同年1月1日に、資格喪失日に係る記録を同年7月1日とし、当該期間に係る標準報酬月額については、同年1月及び同年2月は20万円、同年3月は19万円、同年4月及び同年5月は20万円、同年6月は11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成14年11月26日から15年7月1日まで
株式会社Bで勤務した期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の記憶する勤務先である株式会社BとA株式会社は、社名は異なるものの、代表者が同一であり、また、申立人から提出された平成14年分給与所得の源泉徴収票に記載されている会社名は、A株式会社となっていることから、申立人は実質的に同社に勤務していたことが確認できる。

また、複数の元同僚の供述並びに申立人から提出された給料支払明細書及び事業所が保管する賃金台帳により、申立人は、申立期間にA株式会社に勤務し、申立期間のうち平成15年1月から同年6月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律

に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、賃金台帳及び給料支払明細書により確認できる保険料控除額から、平成 15 年 1 月及び同年 2 月は 20 万円、同年 3 月は 19 万円、同年 4 月及び同年 5 月は 20 万円、同年 6 月は 11 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が申立人に係る事業主からの届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所に資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成 15 年 1 月から同年 6 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成 14 年 11 月及び同年 12 月について、賃金台帳から当該事業所で勤務していたことは推認できるものの、賃金台帳において同年 11 月及び同年 12 月の厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、事業主は、「申立人は平成 15 年 1 月から正社員となっており、それまでの期間はアルバイトであった。」と回答している。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間①に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成15年4月から同年6月までの期間を41万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間③に支給された賞与において、35万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間③に係る標準賞与額に係る記録を35万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が平成15年4月から同年6月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）及び申立期間③に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年1月1日から同年7月1日まで
② 平成15年7月28日
③ 平成17年7月25日

ねんきん定期便に記載されている株式会社Aでの厚生年金保険料納付額が、給与支払明細書に記載されている保険料額より低いので調べてほしい。平成15年7月の賞与保険料額が違っており、また、17年7月の賞与の記録が無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下、「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内で

あることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が所持する給与支払明細書から、申立期間①のうち平成15年4月から同年6月までの期間について、オンライン記録の標準報酬月額に相当する保険料よりも高い標準報酬月額の保険料が控除されていることが確認できる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が所持する給与支払明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額から、平成15年4月から同年6月までの期間は41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、平成15年4月に役員3名の標準報酬月額を改定した届出をしたが、申立人の標準報酬月額を改定した届出はしておらず、社会保険事務所（当時）の納入告知どおりに保険料を納付していた旨供述しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

次に、申立期間③の標準賞与額については、申立人が所持する賞与支払明細書により、35万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間③当時に賞与支払届を提出し保険料を納付した旨を供述しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち平成15年1月から同年3月までの標準報酬月額については、給与支払明細書に記載されている報酬額に基づく標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額より低額であり、申立期間②の標準賞与額については、支給賞与額に基づく標準賞与額とオンライン記録の標準賞与額が一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を昭和57年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年7月21日から同年10月1日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、昭和57年7月21日から同年10月1日までの3か月間について未加入となっていることが分かった。この間は、同年7月21日にB株式会社からグループ会社である株式会社Aに転籍となった期間であるが、この間も、B株式会社C支店で従来どおり勤務していたことは間違いがない。申立期間について厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述及び申立人が保管する15年勤続表彰状、申立期間当時の給与明細書から、申立人はB株式会社及びその関連事業所である株式会社Aに継続して勤務し（B株式会社から株式会社Aに転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間における異動日について、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の資格喪失日は昭和57年7月21日と記載されている上、B株式会社から株式会社Aに転籍した他の同僚が、申立人は同年7月21日にB株式会社から株式会社Aに転籍した旨供述

していることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日を同日とすることが相当である。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する当時の給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年3月27日から35年3月27日まで
(A株式会社)
② 昭和35年4月1日から38年10月1日まで
(B株式会社)

A株式会社を退職した際にもB株式会社を退職した際にも脱退手当金を受給していないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成21年6月16日付けの社会保険事務所(当時)の被保険者照会回答票では申立期間①の記録は無く、申立期間②は厚生年金保険被保険者期間とされていたが、同年9月4日付けの同回答票では、申立期間①及び②は、いずれも脱退手当金が支給済みとされている。

しかしながら、昭和39年7月6日に脱退手当金が支給されたとするオンライン記録は、申立人とは別人に係る記録である。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳は保管されていない上、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿をみると、記号番号の異なる2つの被保険者期間を通じて脱退手当金が支給決定されているにもかかわらず、行われるはずの記号番号の重複取消処理が行われていない。

さらに、申立期間に係る脱退手当金の支給決定日は婚姻後であるにもかかわらず、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び健康保険厚生年

金保険被保険者名簿の申立人の氏名は旧姓のままとなっている。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年11月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月から41年3月まで

私が20歳になった昭和37年*月ごろに、母親が国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料は集金人に月給から毎月渡していたお金から納付してくれていた。申立期間の納付記録が無いことには納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年*月ごろに、申立人の母親が国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年12月に、申立人の妹と連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点において、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには、特例納付及び過年度納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、さかのぼって納付したとの主張も無い。

さらに、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻中の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当

者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年6月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年6月から55年3月まで

私は、昭和55年6月ごろに国民年金に加入し、町の職員に申立期間の国民年金保険料を一括して20万円から21万円ほど支払い、その場で領収書と年金手帳をもらった。妹も大学卒業後、同様にさかのぼって保険料を納付し、納付済みになっている。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年6月ごろに国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を一括して20万円から21万円ほどA町（現在は、B市）の職員に支払い、申立人の妹も、大学卒業後、同様にさかのぼって保険料を納付したと主張している。

しかしながら、申立人の国民年金加入手続日は、B市が保管する国民年金被保険者名簿において、昭和55年6月2日であることが確認でき、当時、第3回目の特例納付が実施されていた時期ではあるものの、市町村では、国庫金である特例納付の国民年金保険料の収納を行うことはできない上、当時の被保険者台帳である特殊台帳においても、申立期間の保険料を納付した記載は見当たらない。

また、申立人が同様に国民年金保険料を納付したとする申立人の妹については、前後の被保険者の記録から、昭和61年8月ごろに保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できることから、このころ国民年金に加入したものと推認され、この時点において、

納付が可能な59年7月から61年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できるものの、申立人の妹が20歳に達した55年*月から59年6月までの期間は未納である上、当該期間は既に時効により保険料を納付できない期間であり、当該期間の保険料を納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期でもない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年6月から38年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月から38年12月まで

私は、区役所の勧めにより、昭和37年6月ごろ、国民年金の加入手続を行った。その後は定期的に集金人に国民年金保険料を納付した。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年6月ごろ、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年3月に夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認でき、申立内容とは符合しない。

また、申立人が所持する国民年金手帳により、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は、昭和41年8月30日であることが確認でき、このことは、特殊台帳の記録とも一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年7月から4年3月までの期間及び6年1月から7年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年7月から4年3月まで
② 平成6年1月から7年2月まで

申立期間①について、私は、短期大学に在学中であったが、学生も強制加入となったので、平成3年7月にA市役所で国民年金の加入手続きを行い、郵送されてきた納付書により申立期間の国民年金保険料を父親が納付してくれていた。申立期間②については、会社を退社後、6年1月に同市役所で切替手続きを行い、郵送されてきた納付書により自身で納付していた。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年7月に国民年金の加入手続きを行い、申立期間①については、申立人の父親が納付書により国民年金保険料を納付し、申立期間②については、6年1月に国民年金に再加入し、納付書により自身で納付したと主張している。

しかしながら、申立期間当時、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人の納付記録は、厚生年金保険被保険者記号番号をもって付番された基礎年金番号で記録管理されており、申立期間は平成13年4月27日の第3号被保険者の資格取得処理の際、国民年金の被保険者期間となったものであることが確認できる。このことはA市が保管している旧電算システムにおいて一連の処理が同年4月2日の届出

日で行われていることとも合致することから、この処理が行われるまでは、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の父親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

夫は勤務先で厚生年金保険に加入していなかったため、国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料は集金人に納付していた。申立期間が未納であることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が勤務先で厚生年金保険に加入していなかったため、国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料は集金人に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年2月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、この時点において、申立期間の保険料は既に時効により納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

また、申立人又はその夫が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年6月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年6月から61年3月まで

私は、申立期間について、資格喪失届出を行った記憶は無く、国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の納付の記録が無いことには納付できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の資格喪失届出を行った記憶は無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずであると主張している。

しかしながら、申立人が当時居住していたA市が保管している国民年金被保険者カードの「喪失年月日」欄に、申立人は、昭和59年6月10日付けで国民年金任意被保険者資格を喪失した旨の「59.6.10 資格喪失申出」の記載が確認できる上、その後、61年4月1日に第3号被保険者として資格を再取得するまでの間、国民年金に加入した形跡は見当たらず、このことは、申立人が所持する年金手帳の記載とも一致することから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年12月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年12月から45年3月まで
私は、昭和38年1月ごろ、集金人を通じて国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年1月ごろ、国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年2月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点で、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、さかのぼって納付したとの主張は無い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から45年3月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から45年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料については、国民年金手帳で納付していたが、A県B市役所から「国民年金印紙購入代金納付書兼領収証書」が送られてきたので、それでも納付した。同領収証書の領収日と、国民年金手帳の検認日とが違っており、保険料を二重に納付していたと思われるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が所持する「国民年金印紙購入代金納付書兼領収証書」の領収印と国民年金手帳の検認印の日付が相違していることから、申立期間の国民年金保険料を重複して納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間当時、申立人が居住していたB市では、昭和42年4月1日から国民年金手帳は市役所で保管して被保険者には国民年金手帳保管証を渡し、徴収委託者等を通じて納付された国民年金保険料は、市役所において国民年金手帳に検認する納付方法を採用していたことがB市広報（昭和42年4月7日発行）により確認できる。

また、申立人の所持する昭和42年4月1日B市発行の国民年金手帳保管証により、申立人の国民年金手帳は同市で保管されていたものと考えられ、申立人は、当該国民年金手帳により国民年金保険料を納付することはできなかったものとみるのが相当であり、ほかに申立期間の保険料を重複して納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から44年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月から44年2月まで

私は、A区役所で国民年金の加入手続を行い、父親が、20歳からの申立期間の国民年金保険料を納めてくれていたはずである。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行い、申立人の父親が20歳からの申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年5月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人が所持する国民年金手帳は同年4月22日に発行されていることから、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認される。

また、申立人が所持する上記の年金手帳には、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は昭和44年3月10日とされ、同年3月の欄には「この月から納付開始」の押印とともに検認印が確認できる上、このことは特殊台帳及びオンライン記録とも一致することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、

氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から49年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月から49年2月まで

20歳になったのを機に、母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料として月額4,000円ほどを納付してくれていた。その保険料額は当時の家計において大きな支出であったので、鮮明に記憶している。

申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になったのを機に、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料として、申立人の母親が月額4,000円ほどを納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年2月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ初めて国民年金に加入したものと推認され、このことは、A市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リスト、特殊台帳及び申立人が所持している年金手帳のいずれも、申立人の国民年金被保険者資格取得日は同年2月4日となっていることとも一致することから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立期間の保険料は納付できなかったものと考えられる。

なお、昭和47年3月の国民年金保険料は月額450円であり、月額4,000

円を超えたのは、56年4月以降である。

また、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年9月1日から42年7月1日まで
私は、昭和34年9月1日から42年7月1日までA社の事業主として勤務していたが、社会保険事務所（当時）の記録によると、申立期間の記録が空白となっている。厚生年金保険に加入した資料は所持していないが、保険料を納付していたことを記憶しているので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、法務局において商業登記の記録も確認できないため事業所を特定できない。

また、申立人はA社の事業主であった旨主張しているが、当該事業所が法人であったかどうかは記憶していない上、当該事業所は既に廃業しており申立期間当時の記録を保管していないため、申立人の勤務実態を確認することができない。

さらに、申立人は、事業主として厚生年金保険に加入していたことは間違いが無いと主張しているものの、当該事業所に係る法人登記の記録が見当たらないことから個人事業所と考えられ、厚生年金保険の制度上、個人事業所の事業主は厚生年金保険の被保険者となることはできない。

加えて、申立人は給与明細書等の厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料を所持しておらず、申立期間当時の従業員の氏名も記憶していないため、申立内容を確認できる供述が得られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 9 月 1 日から 47 年 3 月 31 日まで
私は、昭和 44 年 9 月 1 日から 47 年 3 月 31 日までの期間、A社という事業所で勤務したが、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、その間、厚生年金保険の加入記録が無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、昭和 49 年当時の住宅地図で確認でき、申立期間の一部について申立人の雇用保険加入記録が確認できることから、期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所は法務局における商業登記の記録は見当たらず、オンライン記録においても厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、「厚生年金保険に加入していたとの記憶は間違いだったかもしれない。」と供述している上、申立期間当時の事業主及び同僚の氏名を記憶していないことから、申立期間における厚生年金保険の加入状況等について確認できる供述を得ることができない。

さらに、申立人がA社の当時の経営会社であったと記憶しているB株式会社に照会した結果、「当該事業所に関して当社で経営していたという記録は無く、申立人についての記録も無い。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年10月1日から29年10月1日まで
A省B事務所（現在は、C会D場）で勤務していた期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の加入期間が空白になっているので、加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管していた人事記録から、申立人は、申立期間においてA省B事務所で勤務していたことが確認できる。

しかし、E共済組合連合会が提出した申立人に係るA省共済組合の加入記録によると、申立人は、昭和28年10月1日から29年9月15日までの期間において、同共済組合に加入していたことが確認できることから、申立期間において、厚生年金保険の被保険者ではなかったことが認められる。

また、申立期間当時において、厚生年金保険の加入記録に、申立人と同様の空白期間がある元同僚に対して照会を行ったところ、複数の者は、当時、共済組合に加入していた記憶がある旨の回答をしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 2 月 18 日から同年 8 月 31 日まで
私は、昭和 29 年 2 月 18 日から同年 8 月 31 日までの期間、A 有限会社（後に、株式会社 B）に勤務していたが厚生年金保険の加入記録が無い。この期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社 B は昭和 61 年 10 月に破産宣告を受けている上、元事業主及び役員の所在が不明であり、申立人の申立期間における勤務の実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は申立期間当時の事業主、同僚の氏名を記憶しておらず、A 有限会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当時の元従業員に照会したが、申立人の勤務の実態について確認できる供述を得ることはできなかった。

さらに、上記被保険者名簿には、申立期間に申立人の氏名は記載されておらず、健康保険の整理番号は連続しており、欠番も見られないため、申立人の加入記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 7 月 1 日から 39 年 4 月 14 日まで
厚生年金保険の加入期間を確認したところ、昭和 34 年 12 月から 41 年 9 月までA有限会社で勤務していたが、そのうちの 35 年 7 月 1 日から 39 年 4 月 14 日の期間が空白になっていることが分かった。当該事業所には、継続して勤務しており、途中で退職したことはない。申立期間について厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A有限会社に照会したところ、「申立期間当時、人事関係の業務を行っていた事業主は既に亡くなっており、人事記録及び賃金台帳等資料も保管していないことから当時の状況は不明である。」と回答しており、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認することができない。

また、申立人の記憶している申立期間当時の同僚は、既に死亡又は連絡が取れない上、当時勤務していた複数の元従業員も申立人について記憶している者はおらず、申立人の勤務実態について確認することができない。

さらに、元事業主の親族は、「申立人が自宅に出入りしていたことは、記憶している。ただ、うちの社員であったか、いつ勤務していたかは、分からない。」と供述している。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和 35 年 7 月 1 日に被保険者資格を喪失し、39 年 4 月 15 日に再取得していることが確認でき、オンライン記録とも一致している上、健康保

険整理番号の欠番もなく、申立期間における申立人の加入記録が欠落した
ものとは考え難い。

また、雇用保険の記録において、事業所名は不明であるが、A有限会社
における厚生年金保険の被保険者資格再取得後の加入記録と期間が一致す
る雇用保険加入記録があるが、申立期間における雇用保険の加入記録は確
認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認
できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申
立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事
業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月から 60 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 59 年 10 月から平成元年 12 月 7 日まで株式会社Aに勤務したが、厚生年金保険の加入期間を照会したところ、59 年 10 月から 60 年 4 月 1 日までの間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、当該期間の厚生年金保険加入記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚等の供述から、申立人が申立期間に株式会社Aに勤務していた可能性はある。

しかし、株式会社Aの申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、現在の事業主に照会したが、当時の給与明細書等の関連資料は保管されていないため、申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことは確認できない。

また、上記事業主は、申立期間当時株式会社Aに従業員として勤務しており、「申立期間当時、入社後、半年間は見習期間で、厚生年金保険及び雇用保険には加入していなかった。」と供述している。

さらに、株式会社Aに係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間以降において厚生年金保険の被保険者資格を取得している 5 人の従業員に照会したところ、そのうち 2 人について、同人が記憶している勤務期間の始期と厚生年金保険の資格取得日が相違しており、上記 2 人のうちの一人は、「私は昭和 59 年 10 月ごろに株式会社Aに入社したが、厚生年金保険に加入したのは 60 年 1 月 4 日であり、試用期間があった。」と回答している。

加えて、申立人の株式会社Aにおける雇用保険の被保険者資格の取得日は昭和60年4月1日であり、当該事業所における厚生年金保険の資格取得日と一致している。

上記の事実及び周辺事情から判断すると、申立期間当時、当該事業所では、すべての従業員について入社後ただちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、申立人は、「申立期間当時、株式会社Aの健康保険証を所持しており、申立期間中にB病院に入院した。」と供述しているため、同病院に照会したが、同病院は、「申立人は昭和59年から同病院において受診していたが、申立人の健康保険証の所持及びその種別については資料に記載されていないため不明である。」と回答しているため、申立人の供述を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 5 月 1 日から 3 年 6 月 5 日まで

A社で、金属加工及びNCフライスの職種で約6年間勤務した。その職種の経験者として、B株式会社に入社した。A社では総額32万円以上の給与があったので、B株式会社における標準報酬月額が18万円とは考えられない。給与明細書は無いが、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B株式会社の前に勤務した事業所では32万円以上の給与があったにもかかわらず、B株式会社の標準報酬月額が18万円と低いので訂正してほしいと主張している。

しかしながら、申立人は給与明細書等を所持していない上、B株式会社に照会したが、「当時の関係書類はすべて廃棄処分している。」と回答しており、申立期間当時の賃金台帳等は確認できないことから、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、オンライン記録において、申立人の申立期間に係る当該事業所の標準報酬月額は、資格取得時の平成2年5月においては18万円、同年10月の定時決定においては20万円と記録されており、申立期間当時、申立人と同じ職種であった複数の同僚の標準報酬月額は、申立人と同額又はほぼ同額であることが確認できる。

さらに、申立期間当時の事業主は、「従業員の基本給は同じであった。標準

報酬月額の変動要因については、残業手当等の増減によるものと思われる。」と供述しており、申立期間当時の同僚は、「当時、基本給は一切上がらず、ずっと同じだった。保険料控除については記憶していない。」と供述している上、複数の同僚も当時の給与明細書等を所持していない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月から 60 年 7 月まで

有限会社Aに昭和 59 年 10 月から 60 年 7 月まで勤務した。その期間の厚生年金保険の記録が失われている。当時の事業主に電話で年金保険料について確認したところ、「支払っていた。」との証言があった。厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、事業主及び同僚の供述から、申立人が申立期間に有限会社Aに勤務していたことが認められる。

しかし、オンライン記録によると、有限会社Aは、昭和 61 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、有限会社Aの事業主の妻は、「申立期間当時は厚生年金保険に加入前で、それ以前は給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と供述しており、同僚も「申立期間には国民年金に加入していた。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 5 月 1 日から 59 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 52 年 5 月 1 日から株式会社 A に勤務しているが、59 年 4 月 1 日からの加入記録となっている。自分の後から入社した同僚の年金加入記録が自分の記録より前からあることが分かり納得ができない。52 年 5 月に入社して間もなく健康保険被保険者証は受領していた。調査の上、申立期間を厚生年金保険の加入期間に認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社 A が保管する人事台帳に申立人の入社年月日が昭和 53 年 4 月 4 日と記録されていること及び複数の同僚の供述から、申立人が申立期間のうち、同年 4 月 4 日から 59 年 4 月 1 日まで勤務していたことは確認できる。

しかし、当該事業所の事業主は、「厚生年金保険に加入してもすぐに会社を辞める者がおり、社会保険の加入を希望しない者が多く、希望者のみ厚生年金保険に加入させていた。」と供述しており、申立人の記憶する同僚 3 人についても、同人らが記憶している入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日との間に未加入期間が確認できることから、当該事業所では、必ずしも入社してすぐに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、当該事業所が保管していた申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書から、厚生年金保険の資格取得日は昭和 59 年 4 月 1 日であることが確認でき、これはオンライン記録の申立人の資格取得日と一致している。

さらに、申立人は昭和 58 年 4 月 1 日に雇用保険の被保険者資格を取得して

いることが確認できるところ、株式会社Aの社会保険事務担当者は、「雇用保険は当時委託していた税理士からの指導があり、58年ごろ全員の加入手続がとられた。」と供述していることから、雇用保険のみ58年ごろに加入手続がとられていたものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 4 月 1 日から 18 年 9 月 1 日まで

平成 17 年 4 月 1 日に株式会社 A に入社した。厚生年金保険被保険者記録について確認したところ、同社が誤った届出を行ったため、申立期間の標準報酬月額が、誤って記録されていた。この点について、同社に訂正手続きをしてもらったが、厚生年金保険法第 75 条により、受給額に反映されていないので、受給額に反映してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の標準報酬月額は、オンライン記録によると当初平成 17 年 4 月から同年 8 月までは 44 万円、同年 9 月から 18 年 8 月までは 50 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の 22 年 2 月 5 日及び同月 8 日に 47 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は当該訂正後の標準報酬月額（47 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（44 万円及び 50 万円）となっている。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の違いについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方

の額を認定することとなる。

申立期間のうち、平成 17 年 4 月から同年 8 月までの期間については、オンライン記録の標準報酬月額と株式会社 A から提出された申立人に係る「賃金台帳」において事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額とが一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成 17 年 9 月から 18 年 8 月までの期間については、「賃金台帳」に記載されている報酬月額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額を下回っていることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 5 日から 45 年 4 月 5 日まで

私は、昭和 43 年 1 月 5 日に株式会社Aに入社し、45 年 4 月 5 日に退職するまで食肉に係る業務をしていたが、ねんきん特別便に係る年金加入記録によると、厚生年金保険の被保険者期間は 43 年 1 月 5 日から同年 4 月 5 日までになっている。年末行事に参加の記憶もあるので、退職日を訂正して、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの複数の元同僚の回答及び申立人の詳細な業務内容に関する記憶から、期間の特定はできないが、申立人が同社の経営する店舗に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間当時の元取締役及び元同僚は、「申立人が担当していたとする食肉の仕入れ及び下処理業務に就いていたのは、同社に直接雇用されていない専門の職人であった。また、当時の従業員多くは販売員であり、従業員であれば全員厚生年金保険に加入させていた。」と供述している。

また、株式会社Aは既に廃業しており、申立期間当時の事業主も死亡していることから、申立期間において申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料の提供及び供述を得ることはできない。

さらに、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は昭和 43 年 4 月 5 日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、健康保険証が返納された旨記載されていることが確認できる。

加えて、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月から 45 年 12 月まで
昭和 42 年 9 月から 45 年 12 月まで、A 株式会社勤務していたが、社会保険事務所（当時）に照会したところ、厚生年金保険の未加入期間となっている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に A 株式会社勤務し厚生年金保険の被保険者であったと申し立てている。

しかしながら、A 株式会社における申立期間当時の代表者は死亡している上、現在の事業主も、「申立期間に係る資料は無く、当時の詳細については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間に係る勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険に加入していたことが確認できる元同僚 13 名に照会をしたところ、9 名から回答を得たが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の勤務実態等を確認することができない。

さらに、給与明細書等、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる資料が無いほか、申立人の当時の勤務期間及び同僚等の記憶が曖昧であり、申立てについて確認できる供述を得ることができない。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、昭和 42 年 9 月 12 日から平成

18年9月30日までの申立期間を含む期間において、国民年金に加入していることが確認できる。

また、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における健康保険番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年12月20日から32年2月17日まで
② 昭和33年7月8日から36年4月7日まで

申立期間①については、株式会社Aに引き続き勤めていた。申立期間②については、B株式会社（現在は、C株式会社）に引き続き勤めていた。申立期間①及び②が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人が株式会社Aに勤務していたことは推認できる。

しかしながら、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該事業所は昭和30年12月20日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人を含め、すべての被保険者が同日までに被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、関係資料も保管していない上、複数の同僚は、「株式会社Aは、昭和30年12月に倒産した。その後給与は支払われていない。」と供述しており、申立期間において、申立人が同社に継続して勤務し、厚生年金保険料を引き続き控除されていたとは考え難い。

次に、申立期間②について、B株式会社の事業を継承しているC株式会社の代表取締役は、「当時の事業主は既に死亡しており、当時の人事記録や賃金台帳は残っていない。」と供述している上、複数の同僚に照会しても、

申立人を記憶していないと供述しており、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認することはできない。

また、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和32年5月23日に被保険者資格を取得し、33年7月8日に同資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録とも一致する上、申立期間②において資格を取得した者を確認したが、申立人の氏名は記載されておらず、健康保険の整理番号は連続し欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 26 日から 42 年 4 月 8 日まで
A株式会社での厚生年金保険加入期間について、脱退手当金を受給していることになっているが、脱退手当金を受給した覚えが無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金の支給を裏付ける申立人の脱退手当金裁定請求書が保管されており、同請求書には、「受付 42. 4. 20」、「送金済 42. 6. 30」の押印が確認できる。

また、A株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱手」の表示が有るとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和42年6月30日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいくつかはあっても、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、上記の被保険者名簿において、申立人が記載されている頁とその前後4頁に記載されている脱退手当金受給資格の有る女性60人のうち、オンライン記録で脱退手当金を受給していることが確認できる者は、申立人を含め28人みられるが、そのうちの27人が被保険者資格喪失日から6か月以内に支給決定されており、脱退手当金裁定請求書の事業所の名称及び住所地の欄にはゴム印が有ることを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1858 (事案 1474 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 9 月 1 日から 36 年 9 月 1 日まで
過日、久しぶりに会った同僚に、私が申立期間の厚生年金保険の期間について年金を受給していないと言ったところ、驚いていたので、その同僚 2 人にも話を聞いてほしい。

なお、申立期間当時在職していた資料として写真のコピーを提出するので、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立てについては、i) 脱退手当金の支給を裏付ける脱退手当金裁定請求書には、「受付 37. 4. 11 A 社会保険出張所」、「小切手 37. 7. 19 交付済」の押印が有り、脱退手当金が支給されたものと考えられること、ii) 当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が有るとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはないが、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 2 月 12 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当時の同僚 2 人から事情聴取してほしいこと及び当時勤務していた際の写真(コピー)を提出するとして、再申立てを行っている。

しかしながら、当時の元同僚 2 人から事情を聴取しても、申立人が脱退手当金を受領していないことをうかがわせる供述は得られず、申立人から提出された写真は、申立人が申立期間当時勤務していたことをうかがわせ

る資料であるものの、脱退手当金を受領していないことをうかがわせる資料とは認められないことから、再申立内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情・情報とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。